

よくあるお問い合わせ

1. あいちグリーン物流・このサイトの趣旨等について

Q1-1： あいちグリーン物流とは何ですか？

A1-1： 愛知県において、大気汚染の改善や地球温暖化の防止のため、私たちの日々の生活、産業活動を支えている自動車運送について、モノを発注する発注者、モノを送り届ける荷主、運送を依頼される運送事業者など運送に関わる皆様が、それぞれの立場で連携して取り組むことのできる環境改善活動です。

Q1-2： このサイトの目的は何ですか？

A1-2： あいちグリーン物流について周知・啓発するとともに、「グリーン物流」の自主宣言をしていただくことにより、グリーン物流事業者として登録・情報発信でき、また、グリーン物流事業者を探し出すことができます。このサイトに登録されている事業者が積極的な連携を図ることなどにより、環境に配慮した運送の発展を目指しています。

Q1-3： あいちグリーン物流に取り組むメリットは何ですか？

A1-3： 第一に、排ガス中に含まれる大気汚染物質や二酸化炭素の低減により、地域レベルから地球レベルまでの環境対策になります。第二に、エコドライブや運送の効率化など、環境によい上、コスト削減や事故の低減も期待できる取組が多くあります。第三に、グリーン物流事業者としてアピールでき、また、環境に配慮した確かな物流ネットワークを広げていくことができます。

Q1-4： あいちグリーン物流の取組内容は、どのようなものがありますか？

A1-4： あいちグリーン物流の取組メニューは、大きく分けて以下の8つのものがあります。

【ステップ1】

- ① 低公害車・低燃費車の使用
- ② 非適合車の不使用
- ③ 自動車の適切な点検・整備
- ④ エコドライブの実施
- ⑦ 他事業者への働き掛け（①～④について）

【ステップ2】

- ⑤ 輸配送計画の効率化
- ⑥ 配送品形状・施設面の工夫
- ⑦ 他事業者への働き掛け

【ステップ3】

- ⑧ グリーン物流ネットワークの構築

2. グリーン物流事業者への登録等について

Q2-1： グリーン物流事業者の登録対象業種は何ですか？

A2-1： 運送事業者を始め、運送事業者に運送を依頼する荷主等の皆様を対象としています。

Q2-2： 貨物利用運送事業者は登録の対象となりますか？

A2-2： 運送事業者である貨物利用運送事業者は「運送事業者」として、運送事業者でない貨物利用運送事業者は「荷主等」として、登録いただくことができます。

Q2-3： 愛知県外の事業者も登録の対象となりますか？

A2-3： 運送事業者は、愛知県内・県外（主に隣県）の事業者ともに登録の対象としています。荷主等は、愛知県内の事業者を対象にしています。

Q2-4： 登録は、事業者単位ですか、事業所単位ですか？

A2-4： それぞれの事業者の物流形態に合わせ、事業者単位でも、事業所単位でも結構です。

Q2-5： グリーン物流事業者に登録するための、必須要件はありますか？

A2-5： 運送事業者は、6つの大きな取組メニュー（①低公害車・低燃費車の使用、②非適合車の不使用、③自動車の適切な点検・整備、④エコドライブの実施、⑤輸配送計画の効率化、⑥他事業者への働き掛け）について、荷主等は、2つの大きな取組メニュー（①非適合車の不使用、②エコドライブの実施）について、それぞれ最低一つずつは自主行動宣言をしていただく必要があります。

Q2-6： グリーン物流事業者として登録等には費用が掛かるのでしょうか？

A2-6： グリーン物流事業者として登録等には一切費用は掛かりません。

Q2-7： グリーン物流にかかる自主行動宣言を変更又はやめたい場合や、グリーン物流事業者への登録を取り消したい場合は、どのようにすればいいですか？

A2-7： 次の部署までご連絡ください。事業者情報・担当者情報等を確認させていただき、対応させていただきます。

【連絡先】 愛知県環境局地球温暖化対策課 電話 052-954-6217（ダイヤルイン）

3. グリーン物流事業者の検索等について

Q3-1： グリーン物流事業者は、自主行動宣言についてどの程度取り組んでいるのですか？

A3-1： 自主行動宣言は、事業者の自主的な宣言ですので、実際の取組内容は直接確認していただく必要があります。

4. その他

Q4-1： 一度、グリーン物流事業者として登録すれば、継続的に登録されているのですか？

A4-1： 基本的には、継続的に登録されます。ただし、本システムの円滑な運用を阻害するような場合や、当方の都合により、ホームページを停止する場合、また、グリーン物流事業者の登録基準を見直す場合等においては、一方的に削除させていただきます。